

ブロック塀等 の

安全対策を支援します！

ブロック塀等安全確保助成事業

建築住宅課

大規模地震発生時に予想されるブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止し、避難路の通行者の安全を確保することを目的として、**ブロック塀等の除却及び建替えに要する費用の一部を助成**します。

1. 補助対象者

以下に掲げるすべての要件が必要となります。

- (1) 市内にブロック塀等を有している者
- (2) 市税の滞納がない者

2. 対象ブロック塀等

以下に掲げるすべての要件に該当するものとなります。

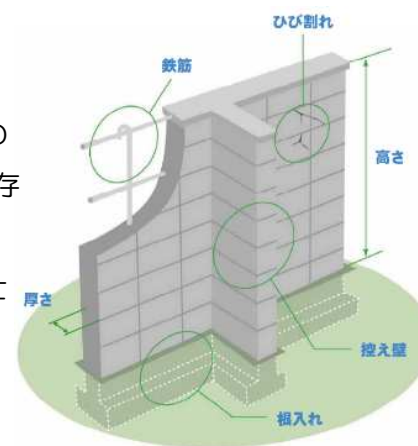
- (1) 通学路に接する敷地に設置されたもの
- (2) 通学路に面して設置されたもの
- (3) ブロック塀等の高さが0.8メートルを超えるもの
- (4) 耐震診断（※1）の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
- (5) 建築基準法（以下「法」という。）の規定に適合すること又は既存不適格であること。

※1：補助対象ブロック塀等の点検表に基づき、一級及び二級建築士又はブロック塀診断士が塀の安全性を診断すること

建替えによる塀等（※2）は次の要件にも該当するもの

- (6) 法の規定に適合するものであること。
- (7) 地震に対して安全な構造とすること。

※2：建替えする場合はフェンス等による塀を計画してください。ブロック塀等、生垣及び植栽等は補助の対象になりません。



出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1より一部改

3. 補助金の交付の対象となる工事

補助対象者が実施する補助対象ブロック塀等の除却又は建替えで、補助金交付決定日の属する年度の末日までに実績報告をする見込みのあるものが対象となります。

4. 対象とならない工事

- (1) 補助金の交付の決定前に着手した工事
- (2) この補助金の交付のほか、他の助成制度を受けた場合（詳しくはお問い合わせください）
- (3) 補助対象ブロック塀等の全部（基礎部分を除く。）を除却しない工事
- (4) この補助金の交付を受けて既に除却した又は除却しようとする補助対象ブロック塀等と同一の敷地内で行う工事
- (5) 申請者本人が施工する工事
- (6) 公共事業による移転、建替え等の補償対象となっている補助対象ブロック塀等を除却する工事
- (7) その他市長が不適当と認める工事

5. 助成内容

対象工事に要する費用（補助対象ブロック塀等の長さ1メートル当たり8万円を限度）の

3分の2に相当する額。【**限度額 一敷地当たり 264,000円**】

◆予算の範囲内で交付（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

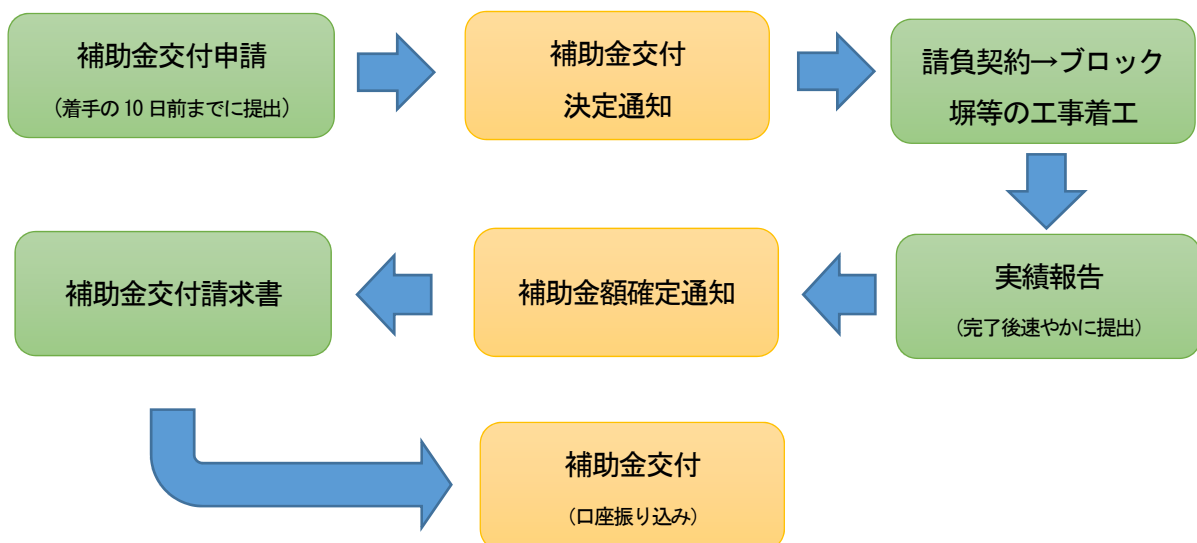
■助成予定期間 令和元年10月1日～令和4年3月31日

■注意事項

- ・市では、施工業者等の斡旋や指定はしていません。
- ・予算の範囲内で交付いたしますので、予算が無くなり次第終了となります。
- ・工事の着手とは請負契約を締結した時点となります。交付決定を受ける前に契約された場合は、本補助金の対象となりません。

■その他要件がございますのでご注意ください。詳しい内容や 手続きの方法、様式等は、担当課へお問い合わせください。

■手続きの流れ



お問い合わせ先 安来市役所（伯太庁舎） 建築住宅課 建築指導係 電話 0854-23-3325